

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

## 目 次

50

## 雑 報

- 東京都職員共済組合定款の一部変更 ..... (東京都職員共済組合) 一
- 東京都職員共済組合運営規則の一部変更 ..... (同) 一
- 東京都職員共済組合の組合会議員等の旅費等に関する規則 ..... (同) 四
- 東京都職員共済組合情報公開規則の一部を改正する規則 ..... (同) 四
- 東京都職員共済組合人間ドックの実施に関する規則の一部を改正する規則 ..... (同) 五
- 東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程 ..... (同) 五
- 東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程 ..... (同) 五
- 東京都職員共済組合デジタルサービス開発・運用規程の一部を改正する規程 ..... (同) 七
- 東京都職員共済組合診療報酬等調査委員規程の一部を改正する規程 ..... (同) 二
- 東京都職員共済組合障害審査委員規程の一部を改正する規程 ..... (同) 三

この変更は、令和7年4月1日から施行する。

- 九円」に、「二百八十四円」を「二百八十二円」に改める。

附 則

## 東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。

令和7年3月31日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

育児休業支援手当金	別紙様式第三十一号
育児時短勤務手当金	別紙様式第三十一号

東京都職員共済組合運営規則 (昭和三十七年十二月一日公告) の一部を次のように変更する。

第十七条第一項の表介護休業手当金の項の次に次のように加える。

東京都職員共済組合運営規則 (昭和三十七年十二月一日公告) の一部を次のように変更する。

東京都職員共済組合運営規則の一部を次のように改める。

第四十五条の二中「千分の八十三・六」を「千分の九十一・六」に改める。

第四十五条の二中「千六百九十九円」を「千六百五十八円」に改め、同条第二号中「二千八百三十三円」を「二千八百十六円」に改め、同条第三号中「千三百七十五円」を「二千二百十九円」に改める。

附則第十八項の表中「千三百七十五円」を「二千二百十

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について公告する。

令和7年3月31日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

様式第1号(第7条関係)

組合員資格情報等訂正申告書

訂正項目	1. 氏名（ア.組合員 イ.被扶養者） 3. 生年月日（ア.組合員 イ.被扶養者）	2. 性別（ア.組合員 イ.被扶養者） 4. その他（ ）
------	--	----------------------------------

訂正前の事項	訂正前の 氏名・性別・生年月日・その他( )	被扶養者氏名	氏	名	生年月日	年	月	日	順位	性別	資料
正寸	被扶養者氏名	氏	名	生年月日	年	月	日	順位	性別	資料	資料
寸	被扶養者氏名	氏	名	生年月日	年	月	日	順位	性別	資料	資料
寸	被扶養者氏名	氏	名	生年月日	年	月	日	順位	性別	資料	資料
寸	被扶養者氏名	氏	名	生年月日	年	月	日	順位	性別	資料	資料
寸	被扶養者氏名	氏	名	生年月日	年	月	日	順位	性別	資料	資料

備考			
上記のとおり申告します。			
東京都職員共済組合理事長殿			
年	月	日	申請者 氏名
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。			
年	月	日	所属所長 氏名
職名			
印			

上記の記載事項は、事実と相違ない旨申告します。  
東京都議員共済組合理事長殿

2 申請者の「氏名」の欄は、記名押印に代えて、自筆による署名をすることができます。  
3 資格確認書等には、組合員証・被扶養者証・高齢受給者証を含みます(令和7年12月1日まで)。

様式第1号の2(第7条関係)

組合員資格情報等訂正申告書  
(住所変更)

委任先番号	所屬所名
組合員番号	組合員氏名
	変更年月日
	年      月      日

参考備考	変更前の住所
------	--------

上記のとおり申告します。  
東京都職員共済組合理事長殿

申請者の「氏名」の欄は、記名押印に代えて、自筆による署名をすることができます。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。  
年 月 日 申訴者 氏名  
所屬所長 職名 氏名



様式第31号(第17条関係)

## 育児時短勤務手当金請求書

種別	登録番号
47	

所属所名	育児時短勤務に係る子の出産年月日
組合員氏名	請求対象月

組合員番号	短縮前の所定勤務時間(一月当たり)
育児時短勤務開始年月日	年月日
育児時短勤務終了予定日	請求対象月に支払われた報酬の額
育児時短勤務開始月月額	年月日

●太線枠内を記入してください

上記のとおり請求します。	東京都職員共済組合理事長 殿
年月日	請求者 住 所
	氏名
*請求者の「氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。	
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。	
年月日	共済組合受付印
	⑤
	共済組合 決定欄 課長 課長代理
	担当
所属所長 氏名 担当者	印

- 1)の変更は、令和七年四月一日から施行する。  
2)の変更の施行の際、この変更による変更前の東京都職員共済組合運営規則の様式(この変更により変更のしたものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員共済組合の組合会議員等の旅費等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合

●東京都職員共済組合規則第一号

東京都職員共済組合の組合会議員等の旅費等

に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合の組合会議員等の旅費等に関する規則(昭和五十四年東京都職員共済組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条(見出しを含む。)中「種類」を「種目」に改め

る。

附 則

の規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合情報公開規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合  
理事長 栗 岡 祥 一

## ●東京都職員共済組合規則第二号

東京都職員共済組合情報公開規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合規則（平成十五年東京都職員共済組合規則第二号）の一部を次のように改正する。  
第八条第八号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

## 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合人間ドックの実施に関する規則の一

部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

## ●東京都職員共済組合規則第三号

東京都職員共済組合人間ドックの実施に関する規則

（平成二十年東京都職員共済組合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特定健康診査及び特定保健指導（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条に規定する特定健康診査及び特定保健指導をいう。以下同じ。）による健康管理を補完し、生活習慣病、「潜在疾患の」を削り、「疾病予防」を「早期治療」に改める。

## 第四条第一項第一号中「なつた」を「なつた」に、「三万五千円」を「三万七千五百円」に改め、同項第二号中「満三十五歳」を「満十九歳」に、「二万五千円」を「二万七千五百円」に改め、同項第三号中「又は満五十歳」を「満五十歳、満五十五歳又は満六十歳」に、「三万円」を「三万二千五百円」に改める。

万五千円」を「三万七千五百円」に改め、同項第二号中「満三十五歳」を「満十九歳」に、「二万五千円」を「二万七千五百円」に改め、同項第三号中「又は満五十歳」を「満五十歳、満五十五歳又は満六十歳」に、「三万円」を「三万二千五百円」に改める。

## ●東京都職員共済組合規程第二号

東京都職員共済組合公印規程（昭和三十七年東京都職員共済組合規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「法」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）」に改める。

## 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

## ●東京都職員共済組合規程第一号

東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改

る規則の一部を改正する規程

東京都職員共済組合人間ドックの実施に関する規則（平成二十年東京都職員共済組合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特定健康診査及び特定保健指導（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条に規定する特定健康診査及び特定保健指導をいう。以下同じ。）による健康管理を補完し、生活習慣病、「潜在疾患の」を「自覚症状のない生活習慣病や」に改め、

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和七年三月三十一日

## 東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

## ●東京都職員共済組合規程第二号

東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合公印規程（昭和三十七年東京都職員共済組合規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「法」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）」に改める。

## 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

## ●東京都職員共済組合規程第一号

東京都職員共済組合文書管理規程の一部を改

る規則

東京都職員共済組合文書管理規程（平成十七年東京都職員共済組合規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「余白」を「余白等」に改める。

## 附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和七年三月三十一日

第6号様式（第12条、第13条関係）

文書記号・番号 年 月 日		公印 事前押印 刷り込み		申請書
公印管理者 殿		保管責任者 所属 職 氏名		(公印省略)
下記のとおり公印を 刷り込み		事前押印・刷り込み するので申請します。		
		記		
申請する公印				
公 印 名		公 印 番 号		
対象文書				
文 書 の 種 類		文 書 の 用 途		
部 数	部 を 必要 と する 理由			
事 務 処 理 を 委 託 す る 場 合	1 受託者に刷り込みの発注を、 2 受託者に事前押印・刷り込みの文書を、 3 受託者に事前押印・刷り込みの文書を、 〔該当するもの を 丸 で 用 む。〕	〔行 わ せ る。 行 わ せ ない。〕 〔保 管 さ せ る。 保 管 さ せ ない。〕 〔交 付 さ せ る。 交 付 さ せ ない。〕		
刷 り 込 み の 場 合 の 新 規 ・ 變 更 の 別	刷 り 込 み の 場 合 の 本 文 の 印 刷 の 色	刷 り 込 み の 場 合 の 公 印 刷 の 色		
備 考				

(申請受付窓口: 公印管理者処理欄)

申請受付年月日	承認年月日	公印管理責任者 事前押印・刷り込み 承認
---------	-------	----------------------------

第7号様式（第12条、第13条関係）

(日本産業規格A列4番)

## 附 則

1 この規程は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規程による改正後の東京都職員共済組合公印規程別記第六号様式及び第七号様式の規定は、施行日以後に行う同規程第十二条第二項（同規程第十三条第二項において準用する場合を含む。）の申請について適用し、施行日前に行われた申請については、なお従前の例による。

東京都職員共済組合デジタルサービス開発・運用規程の一部を改正する規程を公布する。

東京都職員共済組合  
理事長 栗 岡 祥 一

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合公印規程の規定は、施行日以後に「前二号」に、「電子情報処理」を「デジタルサービスの推進」に改め、同号を同条第三号とする。

第十二条第四号中「情報資産」を「電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク（以下「情報資産」という。）」に改める。

## 附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

東京都職員共済組合  
理事長 栗 岡 祥 一

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合規程  
第三号

東京都職員共済組合デジタルサービス開発・運用規程  
理事長 栗 岡 祥 一

東京都職員共済組合規程  
第三号

東京都職員共済組合デジタルサービス開発・運用規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合デジタルサービス開発・運用規程（令和五年東京都職員共済組合規程第六号）の一部を次のように改正する。

第八条（見出しを含む。）中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改める。

第九条の見出し中「情報処理指導主任」を「DXアンバサダー」に改め、同条中「情報処理指導主任は」を「DXアンバサダーは、組合のDX推進主管課と連携し」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「電子情報処理の促進及び改善」を「デジタルサービスの普及啓発」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「電子情報、ソフトウェ

ア、ハードウェア及びネットワーク（以下「情報資産」という。）の適正な管理」を「デジタルサービスの改善」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に、「電子情報処理」を「デジタルサービスの推進」に改め、同号を同条第三号とする。

第十二条第四号中「情報資産」を「電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク（以下「情報資産」という。）」に改める。

「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。  
第二十六条中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。  
第二十七条の二の次に次の三条を加える。  
(子育て部分休暇)

第二十七条の三 理事長は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する職員（育児短時間勤務職員等又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、業務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 前項に規定するもののほか、子育て部分休暇に関し必要な事項は、都の例による。  
(介護についての申出があつた場合における措置等)  
第二十七条の四 理事長は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事を介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

第十二条の二第一項中「「法」を「育児休業法」に改め、同条第三項中「法」を「育児休業法」に改める。

第十四条第一項ただし書中「四週間」を「一週間」に改める。

第十九条の三第一項及び第二項中「三歳に満たない」を

2 理事長は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第二十七条の五 理事長は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第二十八条の二中「第二十七条」を「第二十七条の三」に改める。

第二十九条に次の二項を加える。

6 第二十七条の三により規定する休暇を申請するための

様式は、別記第八号様式とし、理事長の承認を得なければならない。

7 前項の子育て部分休暇を承認されている職員は、子育て部分休暇に係る子が死亡した場合、職員の子でなくなった場合又は養育しなくなつた場合には、別記第九号様式により、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

第四十二条第一項中「別記第八号様式」を「別記第十号様式」に改め、同条第三項中「別記第九号様式」を「別記第十一号様式」に改める。

第四十二条の二(見出しを含む。)中「職員カード」を「名札」に改める。

第四十七条の五を第四十七条の六とし、第四十七条の四

の次に次の一条を加える。

(カスタマー・ハラスメントの禁止)

第四十七条の五 職員は、職務の執行に当たり、就業者

(東京都カスタマー・ハラスメント防止条例(令和六年東京都条例第百四十号))第二条第二号に規定する就業者をいう。)に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為(同条第四号に規定する著しい迷惑行為をいう。)であつて、就業環境を害するものを行つてはならない。

第四十九条第一項第二号及び第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

「

子どもの
看護休暇の
付与日数

」を「

子どもの
看護等休暇
の付与日数

」に改める。

別記第五号様式表中「統柄」を「統柄等」に改める。

別記第六号様式表中「統柄」を「統柄等」に改め、「規定する育児時間」の次に「、同規程第27条の3に規定する子育て部分休暇」を加え、「部分休業又は育児時間」を「育児時間、子育て部分休暇又は部分休業」に改める。別記第七号様式を次のように改める。

第7号様式(第29条関係)

申 請 事 由 変 更 届

年 月 日

東京都職員共済組合理事長 殿

所 属  
氏 名

次のとおり、介護休暇又は介護時間に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由  
 介護休暇  介護時間 に係る

被介護者が死亡した。

被介護者が介護を要しない状態になった。

被介護者との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方  
又は二親等内の親族でなくなった。

職員が被介護者と同一の世帯に属さないことになった。

その他  
 その他

2 届出の事由が発生した日 年 月 日

承認権者確認	年 月 日
介護休暇又は 介護時間取消し	年 月 日

別記第八号様式を別記第十号様式とし、別記第九号様式を別記第十一号様式とし、別記第七号様式の次に次の二様式を加える。

### 第8号様式(第27条の3関係)(表)

提出年月日	年	月	日				
東京都職員共済組合理事長	殿	所	属				
次のことおり子育て部分休暇の承認を請求します。							
1 請求に係る子	氏名		氏名				
	姓	名					
2 請求期間及び時間	生年月日		生年月日				
	年	月		日			
3 備考	期間		時間				
	年	月		日から	□	毎日	午前
3 備考	日まで		□	その他	午後	時	分まで
	年	月	日から	□	毎日	午前	時
3 備考	日まで		□	その他	午後	時	分まで
	年	月	日から	□	その他	午後	時

(注) 請求に当たつては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。  
2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「3 備考」欄に記入すること。  
3 その旨を裏面に記入すること。  
4 該当する□に○印を記入する。  
レ印を記入する。

第9号様式(第27条の3関係)

## 養育状況変更届

東京都職員共済組合理事長 殿

所 属

氏 名

年 月 日

次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。

## 1 届出の事由

- 子育て部分休暇に係る子が死亡した。
- 子育て部分休暇に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)。
- 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。
- 同居しなくなった。  負傷・疾病
- その他( )
- その他( )

## 2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注)該当する□にはレ印を記入すること。

## 附 則

- 1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第四十九条の改正規定は同年六月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

- 2 この規程による改正後の東京都職員共済組合の職員に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第十九条の三に規定する超過勤務の免除、改正後の規程第二十六条に規定する子どもの看護等休暇及び改正後の規程第二十七条の三に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことがでやる。

- 3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合の職員に関する規程別記第四号様式から第七号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することがでやる。

東京都職員共済組合診療報酬等調査委員規程の一部を改正する規程を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗岡祥一

## ●東京都職員共済組合規程第五号

東京都職員共済組合診療報酬等調査委員規程  
の一部を改正する規程

東京都職員共済組合診療報酬等調査委員規程（平成十八年東京都職員共済組合規程第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「種類」を「種目」に改める。

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合障害審査委員規程の一部を改正する規程を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長

栗 岡 祥 一

◎東京都職員共済組合規程第六号

東京都職員共済組合障害審査委員規程の一部

を改正する規程

東京都職員共済組合障害審査委員規程(平成八年東京都

職員共済組合規程第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「種類」を「種目」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長

栗 岡 祥 一

◎東京都職員共済組合規程第七号

東京都職員共済組合

理事長

栗 岡 祥 一

東京都職員共済組合シティ・ホール診療所処務規程の一部

を改正する規程を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長

栗 岡 祥 一

成十二年東京都職員共済組合規程第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「外科」を「整形外科」に改める。

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

改める。

東京都職員共済組合障害審査委員規程の一部を改正する規程を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長

栗 岡 祥 一

◎東京都職員共済組合告示第一号

昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号(東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

東京都職員共済組合

理事長

栗 岡 祥 一

別表第一中

子供政策連携室

子供政策連携室長

金融都市戦略室

金融都市戦略室長

生活文化スポーツ局

生活文化スポーツ局長

子供政策連携室

子供政策連携室長

生活文化局

生活文化局长

都民安全総合対策本部

都民安全総合対策本部長

スポーツ推進本部

スポーツ推進本部長

中央卸売市場

中央卸売市場長

東京都職員共済組合シティ・ホール診療所処務規程(平成八年東京都職員共済組合規程第七号)の一部を次のように改

正する。

第二条中「外科」を「整形外科」に改める。

発行 東京

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

電話 ○三(五三三二)一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 一箇月 三〇円

(郵送料を含む)

印刷所 三 鈴 印 刷 株 式 会 社

東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一

電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号 101-0051